

原子力施設等におけるトピックス  
(令和4年6月6日～6月12日)

令和4年6月15日  
原子力規制庁

○令和4年6月6日～6月12日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和4年6月6日～6月12日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
6月7日	関西電力株式会社	高浜発電所	高浜発電所3号機における運転上の制限の逸脱について	・LCO逸脱 7日11:00 (保安規定第85条) ・LCO復帰 7日17:55

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス  
該当なし

<その他>  
該当なし

(別紙)関西電力株式会社からの報告の概要

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [関西電力\(株\)から高浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2022年6月7日

## 関西電力(株)から高浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和4年6月7日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、高浜発電所3号機の運転上の制限<sup>(注)</sup>からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

[高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：700KB】](#)

### 関係ページ

[関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 安全規制管理官（実用炉監視担当）：武山 松次  
担当：高須、小野

電話（直通）

03-5114-2262

電話（代表）

03-3581-3352

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティについて](#)

## 高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

2022年6月7日  
関西電力株式会社

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、本日10時30分頃に運転員が2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ<sup>※1</sup>の動作確認を実施していた際に、A-使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。

このため、同日11時10分に保安規定の運転上の制限<sup>※2</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

原因について現在、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

以 上

## 高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2022年6月7日

関西電力株式会社

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、第25回定期検査中のところ、本日10時30分頃に運転員が2台ある使用済燃料ピットエリア監視カメラ<sup>※1</sup>の動作確認を実施していた際に、Aー使用済燃料ピットエリア監視カメラの画像が映らないことを確認しました。

このため、同日11時10分に保安規定の運転上の制限<sup>※2</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

使用済燃料ピットには水位計や温度計を設置しており、中央制御室で異常がないことを確認しています。

原因について現在、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1：使用済燃料ピット水の状態を監視するためのカメラ。

※2：保安規定第85条において、使用済燃料ピットエリア監視カメラは2個動作可能であることが求められている。

（2022年6月7日お知らせ済み）

その後、Aー使用済燃料ピットエリア監視カメラ等を点検した結果、エンコーダ<sup>※3</sup>の不調であることを確認しました。

このため、エンコーダを取り替え、中央制御室で動作確認を行った結果、画像が正常に映ることを確認したことから、本日17時55分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

※3：カメラからのアナログ画像信号をデジタル画像信号に変換する装置

以 上

（関西電力株式会社HP掲載）